



金沢市公報

号外第13号

平成17年(2005年)5月13日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第14号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成17年5月13日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄

収 監 査 第 117 号
平成17年5月12日
(2005年)

杉 浦 幸 子 様
吉 岡 勇 様
林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成17年3月16日に提出のあった金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人

金沢市弥生1丁目24番24号	無 職	杉浦 幸子
金沢市尾張町1丁目7番17号	自営業	吉岡 勇
金沢市小坂町西61番地7	診療放射線技師	林木 則夫

2 請求書の提出日

平成17年3月16日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙のとおり。)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

金沢市議会の各会派に交付される政務調査費は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年3月

23日条例第2号。以下「条例」という。)によって、「規則に定める使途基準に従い使用しなければならない」(条例第9条) ことになっている。

そして、この使途基準は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則(平成13年3月30日規則第4号。以下「規則」という。)第6条に規定された「別表」政務調査費使途基準に記載されている。

政務調査費使途基準においては、「研究研修費」、「調査旅費」などの合計10項目とその内容について規定しており、そのうち「会議費」項目の内容としては「会派等の行う各種会議に要する経費/(例)会場費、機材借上費、資料印刷費等」と、「その他の経費」項目の内容としては「上記以外の経費で会派等の行う調査研究活動に必要な経費」と規定している。

平成15年度の政務調査費収支報告書によると、自由民主党金沢・市民会議の収支報告書には、「会議費」の備考欄に「食料費等」の記載があり、かなざわ議員会の収支報告書の「会議費」の備考欄に「食糧費等」の記載があるが、この支出内容は使途基準に適合していない。

また、公明党金沢市議員会の収支報告書の「その他の経費」の備考欄には「その他」としか記載されておらず、社民の収支報告書の「その他の経費」の備考欄には何も記載されておらず、どのような経費が支出されていたのかまったくわからないので、適法な支出であるとは言えない。

(2) 措置要求の要旨

調査研究費に資する経費ではない支出があった場合は違法支出となるので、市長に対し、当該会派が違法支出した経費相当額を金沢市に返還するように求めるなどの必要な措置をとるように勧告することを求める。

第2 請求の受理

平成17年3月16日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年3月28日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査委員の除斥

監査委員のうち、議会選出の上田忠信委員及び増江啓委員については、本件請求に利害関係を有するので、法第199条の2の規定により除斥した。

2 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、監査対象事項を、自由民主党金沢・市民会議の平成15年度政務調査費収支報告書(5月分～3月分)及びかなざわ議員会の平成15年度政務調査費収支報告書(5月分～3月分)の「会議費」項目並びに公明党金沢市議員会の平成15年度政務調査費収支報告書(5月分～3月分)及び社民の平成15年度政務調査費収支報告書(5月分～3月分)の「その他の経費」項目とした。

また、監査対象部局を議会事務局総務課とした。

3 書類監査

市長に監査対象となる政務調査費の支出に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成17年4月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、新たな証拠書類の提出があり、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。

[補足説明の要旨]

政務調査費は、使途の透明性を確保すべきである。

政務調査費の制度化の際に情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要といわれていた。しかし、金沢市の条例においては、領収書等の証拠書類の添付が義務づけられていないので、政務調査費使途基準に合致した経費の支出が行われたかどうか解らず、透明性を確保するような条例とはいえない。

「食料費」及び「食糧費」の支出は、政務調査費の使途として認められない。

「食料費」については、食物、食料品、食事代のことであり、「食糧費」とは、食用とする糧、糧食、食物、主として主食物をいうのであるが、いずれにしても政務調査費の使途として認められない。

[新たに提出された証拠書類]

札幌高裁の判決文(札幌高裁 平成15年(行コ)第20号 同16年10月20日判決)

(注) この書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

5 関係職員の陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、平成17年4月6日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行った。

6 関係人の調査

金沢市議会政務調査費の支出について調査権限を有する議長に対し、法第199条第8項の規定に基づき、監査対象事項とした項目の内容及びその経費の支出が政務調査費の交付目的に抵触するものであるかどうかの見解を求め、平成17年4月20日に文書で回答を得た。

第4 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、これを棄却する。

以下、判断の理由等を述べる。

1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

(1) 政務調査費に関する法令等について

ア 地方自治法について

政務調査費については、法第100条第13項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」こと、また、同条第14項に「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」ことが定められている。

この規定は、平成12年5月31日に公布された「地方自治法の一部を改正する法律」において追加され、平成13年4月1日から施行されたもので、この地方自治法改正の趣旨については、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、あわせて、情報公開を促進する観点から、その使途の透明性を確保することが重要」と説明されている。

イ 条例の制定について

この地方自治法改正に伴い、金沢市においては、「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」及び「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則」が制定され、平成13年4月1日から施行されている。

条例では、政務調査費を交付する趣旨、交付の対象、交付額及び交付の方法などを定めるとともに、「交付を受けた政務調査費を規則で定める使途基準に従い使用しなければならない」(条例第9条)としている。

規則では、政務調査費の使途基準のほか、交付申請手続き等について定めている。このうち使途基準については、「条例第9条に規定する規則で定める使途基準は、別表に定めるところによる。」とし、別表では、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費及びその他の経費の10項目が示され、会議費及びその他の経費の内容については次のとおり示されている。

[政務調査費使途基準(抄)]

項 目	内 容
会議費	会派等の行う各種会議に要する経費 (例) 会場費、機材借上費、資料印刷費等
その他の経費	上記以外の経費で会派等の行う調査研究活動に必要な経費

備考 政務調査費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費

なお、条例及び規則以外に、政務調査費の取り扱いに関する運用規程などの定めはない。

(2) 本件請求に係る政務調査費の交付について

平成15年度の5月分から3月分までの政務調査費の自由民主党金沢・市民会議、かなざわ議員会、公明党金沢市議員会及び社民への交付状況は、次のとおりである。

会派等の名称	交付額 (円)
自由民主党金沢・市民会議	41,250,000
かなざわ議員会	41,250,000
公明党金沢市議員会	11,000,000
社民	11,000,000

なお、平成16年4月30日までに当該会派から議長に収支報告書が提出されており、このうち本件監査対象事項についての報告は次のとおりである。

会派等の名称	項 目	金 額 (円)	備 考
自由民主党金沢・市民会議	会議費	13,469,819	食料費等
かなざわ議員会	会議費	6,421,506	食糧費等
公明党金沢市議員会	その他の経費	1,174,927	その他
社民	その他の経費	77,568	

2 監査対象部局の説明要旨

(1) 政務調査費の用途について

政務調査費については、議会や議員の活動の特殊性に鑑み、会派等の活動が執行部や議長からの独立性を確保し、自主性を損なわないようにしている。

その用途基準は、規則第6条に定められているとおり、政党の活動に係る経費、慶弔費その他の交際費的経費に該当する場合を除き、会派の調査研究活動に対して広く用途が認められていると理解している。

用途基準の各項目の内容欄の(例)は、内容欄の本文を補足する例示であり、(例)に記載がないことを理由に、用途が違法であるとは考えていない。

(2) 会議費項目での食料費及び食糧費の支出について

会派の行う各種会議等において、湯茶、茶菓子、食事等が必要な場合もあり、食糧費の支出は政務調査費の用途に反しない。

(3) その他の経費項目の支出について

収支報告書におけるその他の経費項目の備考欄の記載のあり方として、「その他」あるいは空白となっているのは適当とはいえない。

その他の経費という項目の性質上、単に省略したものと考えられる。

3 議長の調査結果及び見解についての要旨

議長が、各会派の経理責任者から会計帳簿及び領収書等の書類提示を求め、支出内容について調査を行ったところ、請求人の指摘する政務調査費の内容は次のとおりであり、いずれの経費の支出も会派の調査研究活動に必要であると思われ、政務調査費の交付目的に抵触しないとの見解であった。

自由民主党金沢・市民会議の政務調査費収支報告書の会議費の内容について

主なものは、会場借上費などの会場費、勉強会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、講師謝礼金等であり、会議の内容は、勉強会や市政報告会、研修会、政策要望聴取会等であった。

かなざわ議員会の政務調査費収支報告書の会議費の内容について

主なものは、会場借上費などの会場費、機材借上費、研究会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代、会議資料や報告書などの資料印刷費などであり、会議の内容は、教育問題や障害福祉問題などの各種政策研究会、勉強会等であった。

公明党金沢市議員会の政務調査費収支報告書のその他の経費の内容について

電話、ファックス、インターネットなどの回線使用料や切手代等の通信費のほかコピー用紙等の購入費であった。

社民の政務調査費収支報告書のその他の経費の内容について

来訪者用コーヒー豆の購入費であった。

そして、上記における食事代については、その支出自体が会派による調査研究活動としての会議等と一体性があり、かつ、金額的にも社会通念上妥当な範囲であった。

4 判断

(1) 判断の基本について

ア 使途基準の適否について

本市の政務調査費は、法第100条第13項及び第14項、条例、規則に基づいて交付されており、関係職員の陳述のとおり、ほかに詳細な定めや手続等の細則はないことから、これらの法、条例及び規則に基づき判断すべきと考える。

また、規則別表に使途基準が概括的に定められ、その内容欄の(例)として経費の例示があるが、これは本文を補足する例示であると解釈すべきである。

したがって、政務調査費は、会派等の自主的な調査研究活動費の一部として使用され、「政党の活動に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」に該当しない限り、交付目的の趣旨に合致するものであるならば、例示に記載がないことを理由に違法であるとはいえない。

イ 「食料費」と「食糧費」について

議長の確認したところによると、自由民主党金沢・市民会議の政務調査費収支報告書の会議費備考欄の「食料費」、かなざわ議員会の政務調査費収支報告書の会議費備考欄の「食糧費」のいずれも「会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代」であったことから、『地方公共団体歳入歳出科目解説 月刊「地方財務」編集局編(ぎょうせい)』にいう「食糧費」を指しているものと思料される。

「食糧費」については、他都市においても使途基準の会議費に「通常用いられる程度の食事代」が認められているところであり、会派等の行う調査研究に関する会議等に付随し、通常用いられる程度の湯茶、茶菓子及び食事代であるならば、政務調査費の使途として違法とはいえない。

ウ 「その他の経費」について

規則別表の政務調査費使途基準では、「その他の経費」の内容について具体的な例示がなされておらず、研究研修費、調査旅費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費以外の経費で会派の行う調査研究活動に必要な経費であれば違法であるとはいえない。

(2) 「会議費」の内容に記載してある「食料費」及び「食糧費」が使途基準に適合していないとの請求人の主張について

議長の調査によると、自由民主党金沢・市民会議の「食料費」は、勉強会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代であり、かなざわ議員会の「食糧費」も研究会等の会議に付随した湯茶、茶菓子及び食事代であった。また、会議の内容は、政策研究会、勉強会、検討会、意見交換会、市政報告会、政務調査活動報告会、研修会、政策要望聴取会などいずれも会派の調査研究活動に必要なものであり、「政党の活動に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」に該当しないものであった。

したがって、「食料費」及び「食糧費」については、会派の調査研究活動としての会議等と一体性があり、かつ、金額的にも社会通念上認められる範囲の金額であるので、違法な支出とは認められない。

(3) 「その他の経費」の備考欄の記載が「その他」や空白では、どのような経費の支出か解らず、適法な支出であると言えないとの請求人の主張について

議長の調査によると、「その他の経費」の主な支出の内訳は、公明党金沢市議員会が、電話、ファックス、インターネット等の回線使用料や切手代等の通信費のほか、来訪者用のコーヒー豆、コピー用紙等の購入であり、社民が、来訪者用コーヒー豆の購入費であり、いずれも「政党の活動に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」に該当しないものであった。

したがって、いずれも会派等の調査研究活動として必要な経費であり、また「政党の活動に係る経費」又は「慶弔費その他の交際費的経費」にも該当せず、交付目的に抵触するものではないことから、違法な支出とは認められない。

なお、「その他の経費」の備考欄の記載としてはいずれも適切を欠くものであったと言わざるを得ない。

以上のとおり、平成15年度政務調査費（5月分～3月分）における自由民主党金沢・市民会議及びかなざわ議員会の「会議費」並びに公明党金沢市議員会及び社民の「その他の経費」の用途については、違法又は不当な公金の支出があったと認めることができず、請求人の市長に対する措置請求には、理由がないものと判断する。

本件請求における監査委員の判断は、以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の政務調査費の監査を通じ、以下のとおり意見を付言する。

政務調査費については、地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図ることを目的に、地方議員の調査活動基盤を充実する観点から制度化されたものであり、その趣旨・目的に沿って各会派の判断と責任において使用されるべきものである。

同時に、地方議会の審議能力を強化する政務調査の重要性や必要性について市民の理解を深めていくためには、政務調査費の用途の透明性の確保に努めることが求められるところである。

したがって、政務調査費収支報告書の記載内容の具体化など、本制度の運用の充実を図るとともに、透明性を高めるよう、努力されることを望む。

(別紙)

金沢市職員措置請求書
金沢市長に対する措置請求

第1 請求の趣旨

1 金沢市議会の各会派に交付される政務調査費は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「政務調査費条例」という。）によって、『規則に定める用途基準に従い使用しなければならない。』（政務調査費条例第9条）ことになっている。

そして、この用途基準は、金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則第6条に規定された『別表 政務調査費用途基準』に記載されている。

政務調査費用途基準においては、『研究研修費』、『調査旅費』、『会議費』、『資料作成費』、『資料購入費』、『広報費』、『広聴費』、『人件費』、『事務所費』及び『その他の経費』の合計10『項目』に対応する具体的な『内容』について規定している。

『会議費』項目の『内容』としては、『会派等の行う各種会議に要する経費 / (例) 会場費、機材借上費、資料印刷費等』と規定している。

『その他の経費』項目の『内容』については、『上記以外の経費で会派等の行う調査研究活動に必要な経費』として規定している。

金沢市議会の各会派へ支出された政務調査費は、上記用途基準に規定されている『調査研究に資するため必要な経費』（政務調査費条例第1条）として支出している場合においては、政務調査費条例を根拠とする『公益上必要がある』補助金であり、適法な支出として認められる。

しかしながら、政務調査費条例に規定されていない経費は、違法支出であり、そのような場合には、地方自治法施行令第159条の規定により、金沢市長が当該会派から違法支出相当額の返還を求めて、政務調査費に戻入しなければならない。

2 ところで、自由民主党金沢・市民会議の（平成）15年度政務調査費収支報告書の『会議費』13,469,819円（支出総額の32.65%）の『備考』欄には『食料費等』が、かなざわ議員会の（平成）15年度政務調査費収支報告書の『会議費』6,421,506円（支出総額の15.57%）の『備考』欄には『食糧費等』が記載されており、公明党金沢市議員会の（平成）15年度政務調査費収支報告書の『その他の経費』1,174,927円（支出総額の10.68%）の『備考』欄には『その他』としか記載されていないし、社民の（平成）15年度政務調査費収支報告書の『その他の経費』77,568円（支出総額の0.71%）の『備考』欄には何も記載されていない。

これらの政務調査費収支報告書については、前2者の支出内容は上記用途基準に適合しているとは思われないし、後2者の支出内容は具体的な記載がないのでどのような経費が支出されていたのかまったくわからないので、適法な支出であるとは言えない。

このような（平成）15年度政務調査費収支報告書が決裁されて公文書として情報公開されたということは、金沢市議会議長が『政務調査費の適正な運用を期すため』の調査（政務調査費条例第13条）をおこなうべきであったにもかかわらず、そのような調査をおこなっていないか、調査したとしても是正させなかったと思われる。

3 よって、請求人は、自由民主党金沢・市民会議の（平成）15年度政務調査費収支報告書及びかなざわ議員会の（平成）15年度政務調査費収支報告書の『会議費』項目並びに公明党金沢市議員会の（平成）15年度政務調査費収支報告書及び社民の（平成）15年度政務調査費収支報告書の『その他の経費』項目に該当する個々具体的な内容について、貴監査委員が厳正な監査をおこなうこと、その結果、調査研究費に資する経費ではない支出があった場合は違法支出となるので、金沢市長に対し、当該会派が違法支出した経費相当額を金沢市に返還するように求めるなどの必要な措置をとるように勧告すること、を求める。

以上、地方自治法第242条第1項の規定に基づき請求する。

第2 請求人

金沢市弥生1丁目24番24号	無 職	杉浦 幸子
金沢市尾張町1丁目7番17号	自営業	吉岡 勇
金沢市小坂町西61番地7	診療放射線技師	林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 自由民主党金沢・市民会議の（平成）15年度政務調査費収支報告書
- 2 かなざわ議員会の（平成）15年度政務調査費収支報告書
- 3 公明党金沢市議員会の（平成）15年度政務調査費収支報告書
- 4 社民の（平成）15年度政務調査費収支報告書
- 5 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例
- 6 金沢市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則

以上

平成17年(2005年)5月13日 印刷
平成17年(2005年)5月13日 発行

発行人
発行所

印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市
金 沢 市 役 所
前 川 稔
(株) 共 栄